

長野市子どもの生活状況に関する実態調査
生活困難度の考え方について

- 本調査では、長野県が実施した調査※の結果分析を参考に、子どものいる世帯の「生活困難度」を、「所得の状況（低所得）」だけでなく、「家計の逼迫」、「子どもの体験や所有物の欠如」を加えた3つの要素から捉える。

※長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査（平成29年度実施）

要素(1) 低所得	要素(3) 子どもの体験や所有物の欠如
<p>世帯の所得を世帯人数で調整して算出した等価可処分所得（1人当たりの所得）が、国民生活基礎調査から算出される<u>貧困線</u>（等価可処分所得の中央値の2分の1）※に満たない場合</p> <p>※令和元年国民生活基礎調査による貧困線：127万円</p> <p>[使用する設問] 保護者用調査票：問3、19</p>	<p>子どもの体験や所有物などに関する15項目のうち、経済的な理由で剥奪されている項目が<u>3つ以上該当</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 博物館・科学館・美術館などに行く ② スポーツ観戦や劇場に行く ③ キャンプやバーベキューに行く ④ 海水浴に行く ⑤ 遊園地やテーマパークに行く ⑥ 毎月小遣いを渡す ⑦ 毎年新しい洋服・靴を買う ⑧ 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる ⑨ 学習塾に通わせたり通信教育を受ける（または家庭教師に来てもらう） ⑩ お誕生日のお祝いをする ⑪ 1年に1回くらい家族旅行に行く ⑫ クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる ⑬ 子どもの年齢に合った本 ⑭ 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ ⑮ 子どもが自宅で宿題（勉強）をすることができる場所 <p>[使用する設問] 保護者用調査票：問12、17、18</p>
要素(2) 家計の逼迫	
<p>経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験などの7項目のうち<u>1つ以上が該当</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 電話料金が支払えなかった ② 電気料金が支払えなかった ③ ガス料金が支払えなかった ④ 水道料金が支払えなかった ⑤ 家賃が支払えなかった ⑥ 家族が必要とする食料が買えなかった ⑦ 家族が必要とする衣類が買えなかった <p>[使用する設問] 保護者用調査票：問20、21、22、23</p>	

- 3つの要素のうち、2つ以上該当する世帯を「困窮層（困窮家庭）」、1つのみ該当する世帯を「周辺層（周辺家庭）」、どれにも該当しない世帯を「一般層（一般家庭）」と分類する。

2つ以上の要素に該当	困窮層（困窮家庭）
いずれか1つの要素に該当	周辺層（周辺家庭）
いずれの要素にも該当しない	一般層（一般家庭）